

資料2



実はここにも

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

営業活動における電子メールの 送信について

平成19年9月27日
事務局

広告・宣伝メールを送信する場合の現行のオプトアウト方式の見直しに当たっては、営業活動における電子メール送信の現状を踏まえ、正当な営業活動の一環として電子メールを送信しようとする者にとって過剰な負担となる方式を避け、規制目的とバランスのとれたものとすべきではないか。

論点

正当な営業活動の一環として電子メールを送信する場合、最近の受信者側の意識や広告宣伝効果等を踏まえ、既にオプトイン的な運用が多数との指摘もあるが、現状はどのようになっているか。

仮にオプトイン的な方式を導入することとする場合、同意の取得の方法、同意の範囲、同意の有効期限、同意の証明の方法等についてどのように考えるか。

- ・ (受信者の意思表示が必ずしも能動的ではない) デフォルトオンの同意の取得は認められるか。
- ・ 同時に多数の電子メールを送信して同意を取得するような方法は認められるか。
- ・ 事前に同意を取得した場合でも、適切に受信拒否する機会が提供されることが必要ではないか。また、この受信拒否の機会が適切に提供されれば、同意の有効期限等は必要ないのではないか。
- ・ 制度の移行に関し、留意すべき点はあるか。

仮にオプトイン的な方式を導入する場合でも、一定の範囲については、事前の明示の同意のない電子メールの送信が認められるのではないか。例えば、取引関係がある場合や、受信者が事前に電子メールアドレスを送信者側に提供している場合等はどうか。

仮にオプトイン的な方式を導入する場合、その表示義務についてはどのようにすべきか。

諸外国の同意取得に関する規制について

オーストラリア

明示的な同意以外にも、行動(conduct)又はビジネスその他の関係から合理的に推定できる同意を含めるほか、アドレスが公開されている場合にも、同意が推定できる場合があるとしている。

2003年スパム法付属明細書2(抄)

2 基本的な定義

本法の目的のため、同意とは以下の意味を有するものとする。

該当する個人又は組織の

(a)明示的な同意。又は

(b)以下のものから合理的に推定できる同意。

(i)行動

(ii)ビジネス及びその他の関係

4 電子アドレスの公開から同意が推定される場合

(1)本法の目的のために、当該電子アドレスが公開されているという事実のみをもって当該電子アカウント所有者の同意を推定することはできない。

(2)ただし、以下の(a)から(d)の場合には、本法の目的のために、当該電子アカウント所有者は、そのアドレスへの商用電子メッセージの送信に同意しているものと見なされる。

(a)ある1つの電子アドレスによって、公衆または公衆の一部が電子メッセージを(従業員、幹部等)に送信できるようになっている場合(詳細略)

(b)電子アドレスが人目を引くように公開されている場合

(c)その公開が(従業員、幹部等)の合意を得て行われていると推定することが合理的であると思われる場合(詳細略)

(d)その公開に(迷惑商用電子メッセージを受け取らないことを希望していないという旨の)の説明が伴っていない場合

ただし、そのメッセージが(受信者の仕事、職務、地位等)の内容に関するものである場合に限る。

米国 (携帯電話あて)

同意には、受信者の署名(電子署名含む)及び受信者メールアドレスを含まなければならず、同意の要請には説明事項を明示しなければならない。また、必ずメールを送信する者が同意を取得しなければならない旨を規定。

FCC(連邦通信委員会)規則 Title47 Part64 §64.3100 Restrictions on Unwanted Mobile Service Commercial Messages(抄)

(d)明示的な事前承認は口頭又は電子的手段を含む書面により得ることができる

(1)書面の承認は15U.S.C.7001(E-Sign Act)により定義される電子的署名を含む加入者の署名を含まなければならない。

(2)すべての承認は、それに対して移動サービス商用メッセージが送信(sent or directed)され得る電子メールアドレスを含まなければならない。

(3)明示的な事前承認は、移動サービス商用メッセージを発信(initiate)する者により取得されなければならない。逆に、加入者による明らかな要請がない場合は、明示的な事前承認は当該承認を得ようとする特定の者にのみ適用され、加入者が明示的に当該事前承認に含むことに同意しない限りいかなる提携者にも適用されない。

(4)明示的な事前承認は(b)(2)(3)に規定するように加入者の要請により取り消される。

(5)明示的な事前承認を得るためのすべての要請は以下の開示を含まなければならない

(i)特定の送信者から受信することに同意すること (ii)受信に当たりプロバイダから課金を受けること (iii)オプトアウトが可能であること

諸外国のオプトイン規制において例外とされたもの

EU

(EU指令2002/58/EC 第13条第2項)

第1項(未承諾ダイレクトマーケティングメール送信禁止)にかかわらず、自然人又は法人は、指令95/46/EC(個人データ保護指令)に従って製品又はサービスの販売を通して電子メールを送るための詳細情報をその顧客から取得した場合には、当該自然人又は法人が所有する類似製品又はサービスのダイレクトマーケティング用にそれらの情報を利用できる。ただし、詳細な情報が収集された時点や、顧客がその情報の利用を最初に拒絶しなかった場合には各メッセージが送られるときに、当該利用を無料かつ簡易な方法で拒絶する機会が明確にはっきりと当該顧客に与えられることを条件とする。

これを受け、英、独、仏、蘭等各国で同様の規定を国内法により実施。

米国

(携帯電話あて)()

(FCC規則 Title47 Part64 § 64.3100 Restrictions on Unwanted Mobile Service Commercial Messages)

移動サービス商用メッセージを単に転送する場合には、オプトイン規定が適用されない(第(a)項)

「取引又は関係に係るメッセージ」を以下のとおり定義し、規制対象である商用電子メールメッセージから除外(第(c)項)

1. 事前同意している商業取引を行い、完成させ、確認することが主目的のメッセージ
2. 購買・使用中の商業製品又はサービスに係る保証、リコール、安全に関する情報を提供することが主目的のメッセージ
3. 取引条件の変更等の通知、アカウント料金情報、雇用関係の情報、取引条件下で受信者が受け取る権利のある商品・サービス(製品アップデート等)の配達等が主目的のメッセージ

韓国

(携帯電話あて)

(情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 第50条第1項)

財貨及び用役の取引関係を通じて受信者から直接連絡先を収集した者が、その取り扱う財貨及び用役に対する営利目的の広告性情報を伝送しようとする場合が例外に含まれる旨を規定。

オーストラリア

(2003年スパム法付属明細書1)

以下のメッセージが「指定商用電子メッセージ」として未承諾商用電子メッセージ送信禁止から除外

1. 事実に関する情報(factual information)及び送信者の連絡先等のみから構成されるメッセージ 又は
2. 政府機関、政党、宗教組織、慈善団体等の商品・サービスに関連するメッセージ 又は
3. 教育機関の商品・サービスに関連するメッセージ

なお、米国の場合、PC向けはオプトアウトを採用してはいるが、受信拒否要請後の電子メールアドレス売却・移転、他人のウェブサイトから自動取得したアドレス及び自動生成したアドレスを使用した送信などを禁止している。

諸外国の表示義務に関する規制について

EU

(EU指令2002/58/EC 第13条第4項)

いかなる場合においても、通信を行う発信者の身元を偽り、若しくは隠し、又は受信者が通信の停止を求めることを連絡できる有効な受取人のアドレスなしに、ダイレクトマーケティングの目的で電子メールを送信してはならない。

これを受け、英、独、仏、蘭等各国で同様の規定を国内法により実施。

オーストラリア

(2003年スパム法)

17 商用電子メッセージには、正確な送信者情報が記載されていなければならない

(1) 人は、オーストラリアン・リンクを含んでいる商用電子メッセージを送信してはならず、送信させてもならない。ただし、以下の場合を除く。

- (a) そのメッセージに、メッセージの送信を許可した個人または組織が明確かつ正確に表示されている。かつ、
- (b) そのメッセージに、受信者が前号の個人または組織に容易に連絡を付ける方法についての正確な情報が記載されている。かつ、
- (c) 前号の情報が細則において定められている条件(それがあつた場合)に適合している。かつ、
- (d) そのメッセージの送信後少なくとも30日間は、その情報が有効であると合理的に考えられる。

18 商用電子メッセージには、機能的な登録解除手段が付いていなければならない

(1) 人は、以下に該当する商用電子メッセージを送信してはならず、また送信させてもならない。(中略)ただし、以下の場合を除く。

- (c) そのメッセージに以下の要素が含まれている。
 - (i) そのメッセージの送信を承認した個人または組織に登録解除メッセージを送るために受信者が利用できる電子アドレスがそのメッセージに表示されているという趣旨の説明文。
 - (ii) 同様の趣旨の説明文。
- (d) 前号の説明文が明確で目立つように提示されている。かつ、
- (e) そのメッセージの送信後少なくとも30日間は常に、電子アドレスが以下のメッセージを受信できると合理的に考えられる。
 - (i) 受信者の登録解除メッセージ(それがあつた場合)、かつ
 - (ii) 一定数の、他の受信者(いる場合)からの同様の登録解除メッセージ

米国

(FCC規則 Title47 Part64 §64.3100 Restrictions on Unwanted Mobile Service Commercial Messages)

(b) 移動サービス商用メッセージを送信する者は、以下を遵守しなければならない

- (2) 移動サービス商用メッセージ及び/又は商用電子メールメッセージの送信を停止する要請を受け取るための明確かつ意識的に表示された機能している返信電子メールアドレスその他のインターネットをベースとした機構を含め、当該メールアドレス又は機構が加入者に組織識別情報以外の更なる商業コンテンツを視聴することを要しないこと
- (3) 承認を得るために使われたものと同様の電子的手段により、更なるメッセージを拒絶するための明確かつ意識的な案内及び機能的なオプションを、商用電子メールメッセージの送信に明示的な事前同意を電子的に行った受信者に与えること
- (4) (2)(3)いずれかの手段の利用に追加的な費用がかからないこと
- (5) 送信者が承認された者であることを加入者が合理的に決定できるような形で自己をメッセージ中において識別すること
- (6) 移動サービス商用メッセージの伝送の30日以内は、送信者による(2)(3)に規定される電子メールアドレスその他のインターネットベースの機構又は可能な場合はその他の電子的手段について、メッセージ又は通信を受け取ることを可能にしておくこと